

第2次南アルプス市教育大綱の策定について

1 教育大綱とは

「教育大綱」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を、総合教育会議において教育委員会と十分協議のうえ、市長が定めるものです。

2 大綱策定の留意点

- (1) 大綱は、市の教育等に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- (2) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、市長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。

3 国の教育振興基本計画との関係・・・資料 1-1・1-2

(国の第3期教育振興基本計画 平成30年6月15日閣議決定)

地方公共団体が「大綱」を策定する際は、国が定めた「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定することとされています。

国の第3期教育振興計画において参酌すべき主たる対象は、次のとおりです。

- 今後5年間の教育施策の目標
(5つの基本方針と21の教育政策の目標)

4 教育振興計画とは・・・資料1-3

(1) 教育基本法第17条第1項において、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」と規定されています。

(2) 同条第2項では「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

本市では、平成29年4月に「南アルプス市の教育振興プラン」を策定しております。

○参考：法律上の位置づけ

	大 綱 (南アルプス市教育大綱)	教育振興基本計画 (南アルプス市の教育振興プラン)
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (第1条の3)	教育基本法 (第17条第2項)
参 酌	国の「教育基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
策定等	平成27年12月 策定 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※義務	平成29年4月 策定 地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

5 南アルプス市教育大綱・・・資料2

(1) 策定の経緯について

「南アルプス市教育大綱」は、平成27年度に市長と教育委員会（教育長、教育委員）で構成する「総合教育会議」において、4回にわたり策定に向けた議論を重ね、協議・調整を行い策定しました。

(2) 教育大綱の期間

「南アルプス市教育大綱」の期間は、平成27年12月1日から平成31年3月末日までとなっております。なお、市長は、社会経済情勢の変化等に的確に対応していくため、教育委員会と協議の上、必要に応じた見直しができることとなっております。

(3) 教育大綱の理念と基本方針

理 念

郷土に愛着と誇りを持ち、たくましく豊かな心を育む人づくり

基本方針

- (1) 変化する社会を生き抜く力の育成
- (2) 思いやりの心と健やかな体を持つ児童・生徒の育成
- (3) 生涯にわたる学習環境の整備
- (4) 地域資源や伝統文化を活かしたふるさと教育の推進
- (5) 安全・安心な教育施設の確保
- (6) 青少年の健全育成環境の向上
- (7) 児童の総合的な放課後支援の推進

6 第2次南アルプス市総合計画との関係・・・資料3-1・3-2

「大綱」をはじめ、本市が各種計画を策定する際に念頭に置かなければならない計画が「市の総合計画」です。これは、市政を総合的、計画的に推進するための計画であり、市政における最上位計画に位置づけられています。

平成27年に策定された南アルプス市教育大綱も、この総合計画との整合性を図りながら策定されました。

総合計画には、計画期間中のめざすべき方向性を、5つの政策として表現し「まちづくりの方針」として位置づけられています。また、それぞれのまちづくりの方針ごとに体系づけられた「施策」がありますが、教育分野に関わるものは次のとおりです。

○参考：第2次南アルプス市総合計画 政策4 抜粋

政策4 心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成

市民が生涯を通じて学び続け、スポーツに親しむことができる環境づくりや、多彩な芸術文化にふれる機会の充実を図り、心身ともに健康で心豊かな生活を営むことができるようなまちづくりを進めます。

また、歴史的遺産や伝統文化を保護・継承するとともに、本市のなりたちや固有の文化を大切に思い、誇りとするような市民意識をはぐくんでいきます。

さらに、学校教育をとおして子どもたちの学びの質を高め、これからの社会を生き抜くための力を育成するとともに、個人として自立し、他者を思いやり、郷土を愛する美しくしなやかな心をもった人づくりをめざします。

施策19 生涯学習の振興

施策20 歴史・伝統文化の振興

施策21 学校教育の充実

施策22 青少年の健全育成

7 第2次南アルプス市教育大綱の策定スケジュール（案）について・・・資料4

8 第2次南アルプス市教育大綱策定の基本的な考え方

- ・国・県の教育振興基本計画を参酌する。
- ・市の総合計画及び教育振興プランとの整合性を図る。
- ・現大綱を踏襲しつつ、社会の変化を見据えた見直しを行い、第2次教育大綱を策定する。

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1)社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2)教育をめぐる状況変化
- 子供や若者の学習・生活面の課題
 - 地域や家庭の状況変化
 - 教師の負担
 - 高等教育の質保証等の課題
- (3)教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階:政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階:毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
評価・改善段階:政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校
 - ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上
 - ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援
 - ◇大学施設の改修 等
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

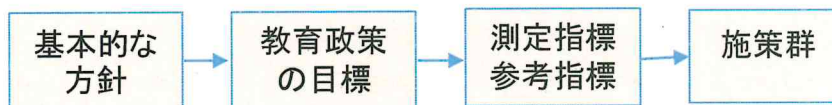
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持	○新学習指導要領の着実な実施等
	(2) 豊かな心の育成<〃>	○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善	○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成
	(3) 健やかな体の育成<〃>	○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善	○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする	○日本人生徒・学生の海外留学支援
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>	○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加	○大学院教育改革の推進 など
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討
	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする	○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮	○教職員指導体制・指導環境の整備
	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備	○学校のICT環境整備の促進
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減	○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了)	○学校安全の推進
	(13) 障害者の生涯学習の推進	○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善	など
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応		
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供		
	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等		
	(17) ICT利活用のための基盤の整備		
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備		
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(19) 児童生徒等の安全の確保		
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する			
5 教育政策推進のための基盤を整備する			

基本的な方針	教育施策の目標	説明
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	子供たちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する。
	(2) 豊かな心の育成<主として初等中等教育段階>	子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。
	(3) 健やかな体の育成<主として初等中等教育段階>	生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する。
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	学生に幅広い知識と教養、主体的に変化に対応しつつ学んだ知識・技能を実践・応用する力、更には自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成する。
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>	自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える。また、地域社会との様々な関わりを通じて、子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たち育成する。さらに、家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して、既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを牽引する人材を育成する。
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートや、日本の文化芸術の永続的な継承・発展・発信に向け文化芸術を創造し支える人材を育成する。また、我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材を育成する。
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。
	(13) 障害者の生涯学習の推進	障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念することがないように、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	教師の養成、採用、研修の充実や、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実、専門スタッフとの連携・分担体制構築等を通じて、教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できる持続可能な学校指導体制を整備する。
	(17) ICT利活用のための基盤の整備	初等中等教育段階について①情報活用能力(必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力(ICTの基本的な操作スキルを含む)や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度)の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質向上、④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT環境整備を推進する。高等教育段階について、教育の質向上の観点からICTの利活用を積極的に推進する。また、ICTの活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、大学施設については、計画的な老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。また、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み、その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。
	(19) 児童生徒等の安全の確保	学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故を可能な限り減少させるとともに、死亡事故の発生を限りなくゼロとすることを目指す。
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	今後18歳人口の大幅な減少が予想され、特に地方においては、小規模な大学が多く経営悪化が懸念される状況を踏まえ、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革により、特色ある「足腰の強い」大学づくりを推進する。
(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	海外展開モデルケースの形成や、国内の教育環境・基盤の整備、諸外国との教育に係る人材交流の強化をすることで、日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化を推進する。	

南アルプス市の教育振興プラン

平成29年4月

南アルプス市教育委員会

第3章 南アルプス市の目指す教育

1 南アルプス市の教育が目指す姿

南アルプス市の未来を創る人づくり

～生きる力を育み、
ふるさとを愛する心を培う、
南アルプスの教育～

教育とは、未来の創造であり、人づくりです。

子どもから大人まで、全ての人がそれぞれの個性や状況に応じて、人や社会との結びつきを深めながら、これから生きるために学びの質を高めていきます。

また、本市のなりたちや伝統文化を活かした教育に取り組むことで、ふるさとを知り、ふるさとを大切に思い、ふるさとに誇りを持つ心を育んでいきます。

全ての人が、将来にわたって南アルプス市を創る人、さらには、南アルプス市とつながり続ける心を持つ人となることを目指して、南アルプスの教育を推進します。

2 基本目標とその考え方

南アルプス市の教育の目指すべき姿を実現するため、取り組みの柱となる3つの基本目標を定めました。

基本目標1 未来を切り拓く学校教育の充実

【基本目標の考え方】

これからの時代を生きる子どもたちが、変化の激しい社会を生き抜き、自らの力で未来を切り拓いていくため、学校・家庭・地域が連携を取りながら、確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた生きる力の育成を支援します。

また、子どもたちの将来を見据え、より良い育ちと学びを支えるため、安全で快適な教育環境を創ります。

基本目標2 郷土の歴史・伝統文化の振興

【基本目標の考え方】

郷土の歴史・伝統文化は、市民共通の貴重な財産であるとの認識を持ち、今を生きる私たちの責務として、保存・活用しつつ着実に後世へ継承していきます。

また、子どもから大人まで、このような地域資源に対する興味・理解を深め、郷土への愛着や誇りを持ちながら、地域を守り共に生き、南アルプス市らしいまちづくりを担う人を育てる「ふるさと教育」を推進します。

基本目標3 生涯にわたる学習環境の整備・充実

【基本目標の考え方】

地域・世代間の結びつきを強め、社会全体で子どもたちを育て、支えていくための取り組みを推進します。

また、スポーツや芸術活動等の多様な学習活動に、市民が自主的に参加する機会を充実・支援することで、一人ひとりが自ら学び続ける意欲を持ち、学習活動によって自らを高め、心豊かに暮らすことのできる生涯学習社会の形成に向けて、学習環境を整備・充実させます。

3 施策の体系

3つの基本目標の達成のために8つの施策と柱を定め、その方向性に沿って具体的な取り組みを実施していきます。

目指す姿	基本目標	施策	施策の柱
<p>南アルプス市の未来を創る人づくり ↳生きる力を育み、ふるさとを愛する心を培う、南アルプスの教育↳</p>	<p>未来を切り拓く学校教育の充実</p>	1 確かな学力の育成	①個に応じたきめ細かな指導 ②社会情勢に対応した教育 ③特別支援教育の充実
		2 豊かな心の育成	①ふるさと教育の推進 ②道徳教育の充実 ③一人ひとりを大切にした教育・指導体制の充実
		3 健やかな体の育成	①子どもの体力向上 ②食育・健康教育の推進
		4 学びを支える環境の整備	①教職員の資質・能力向上 ②地域・家庭と連携した学校づくり ③小中一貫教育の推進 ④学校教育施設・設備の整備・充実 ⑤経済的支援の充実
	文歴郷土文化の振興	5 地域文化の継承とふるさと教育の推進	①地域資源の保存・活用 ②ふるさと教育の推進
	<p>生涯にわたる学習環境の整備・充実</p>	6 生涯学習の推進	①学習機会や情報の提供・充実 ②学習の成果を活かす環境づくり ③市民主体の活動支援 ④生涯学習拠点の整備 ⑤読書活動の推進
		7 子どもの成長を支える環境の整備	①地域ぐるみで子どもを育む環境づくり ②青少年の健全育成の推進 ③放課後の子どもの居場所づくり
		8 スポーツ・レクリエーションの振興	①生涯スポーツ活動の推進 ②人材の育成と団体支援 ③スポーツ施設の整備・充実

南アルプス市教育大綱

平成27年12月

南アルプス市

目 次

1	はじめに	1
(1)	策定の趣旨	1
(2)	期 間	1
2	教育大綱の理念	1
3	基本方針と施策の方針	2
(1)	変化する社会を生き抜く力の育成	2
(2)	思いやりの心と健やかな体を持つ児童・生徒の育成	2
(3)	生涯にわたる学習環境の整備	3
(4)	地域資源や伝統文化を活かしたふるさと教育の推進	3
(5)	安全・安心な教育施設の確保	4
(6)	青少年の健全育成環境の向上	4
(7)	児童の総合的な放課後支援の推進	5

1 はじめに

(1) 策定の趣旨

南アルプス市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。

策定に当たっては、「南アルプス市第2次総合計画」との整合を図りつつ、市長と教育委員会とで構成する南アルプス市総合教育会議において、協議を重ねてきました。

今後、この教育大綱に基づき、大綱に示した理念と基本方針を実現するため、市長と教育委員会は、一層連携・協力し、教育行政を推進していきます。

(2) 期 間

南アルプス市教育大綱の期間は、平成27年12月1日から平成31年3月末日までとします。なお、社会経済情勢の変化等に的確に対応していくため、教育委員会と協議の上、必要に応じた見直しを行います。

2 教育大綱の理念

郷土に愛着と誇りを持ち、

たくましく豊かな心を育む人づくり

南アルプス市は、ふるさと教育を推進していきます。

子どもから大人までの全ての人が、ふるさとの貴重な歴史・文化や豊かな自然に触れ、生まれ育った地域の魅力を発見することにより、市民共通の財産である歴史的・文化的資産や自然資産を大切に思い、郷土に愛着と誇りを持つ豊かな人間性を育みます。

また、人々がともに学び合い、一人ひとりが生涯にわたって自主的に学び続けるとともに、社会を生き抜くために必要とされる様々な能力を習得できる学びの場を提供することにより、多様な個性・能力が発掘され、かつ、人と人との絆が強化され、人生を豊かに過ごせるよう支援していきます。

このような「郷土に愛着と誇りを持ち、たくましく豊かな心を育む」人づくりを進めることを理念に、南アルプス市の教育を推進します。

3 基本方針と施策の方針

教育大綱の理念である「郷土に愛着と誇りを持ち、たくましく豊かな心を育む人づくり」の実現を目指し、7項目の基本方針と、その取り組むべき施策の方針を掲げました。

(1) 変化する社会を生き抜く力の育成

情報化・国際化や価値観の多様化などが進む変化の激しい社会情勢に対応するため、発達段階に合わせた確かな学力の習得と、自ら考え創造し学び続ける意欲を高める学校教育を推進します。

【施策の方針】

- ① 家庭・学校が連携を図りつつ、確かな学力を身に付けさせる教育内容や方法の一層の充実を図ります。
- ② 小・中学校の連携に関わる調査・研究を実施し、小学校から中学校への一貫した教育を進めます。
- ③ 一人ひとりの個人差に応じ、全ての児童・生徒が、共に学び理解し合えるよう、特別支援教育の充実を図ります。
- ④ 社会の変化に対応した英語教育や、情報通信技術（ICT）教育、環境教育などを推進します。

(2) 思いやりの心と健やかな体を持つ児童・生徒の育成

児童・生徒が相互に良好な人間関係を築けるよう、他者を思いやり、他者と協力し、助け合いを進んで行えるなどの人間性と社会性、判断力、実践意欲などを養うとともに、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養える学校教育を推進します。

【施策の方針】

- ① 豊かな心を育てる道徳教育や、郷土を愛する心を育てるふるさと教育の充実を図ります。
- ② 家庭・地域・学校が連携・協力し、基本的な生活習慣を身に付けさせます。
- ③ いじめや不登校などの未然防止や、適切な対応に努め、問題解決のための教育相談体制の充実を図ります。
- ④ 運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成、健康の保持増進、体力の向上を図る取り組みを推進します。

(3) 生涯にわたる学習環境の整備

誰もが若年期から高齢期までの生涯を通じて、質の高い教育や学習、スポーツなどに取り組むことが出来る場を設け、郷土を愛する人づくりや、生きがい・健康・仲間づくりを支援するとともに、生涯にわたる学びの継続ができる生涯学習を推進します。

【施策の方針】

- ① ふるさとに対する愛着や誇りの心を育むための学習機会の場の充実を図ります。
- ② 社会生活で実践できる知識・技術の習得や、地域や市民の課題解決に役立てる多様な学習機会を提供するとともに、積極的な情報の発信に努めます。
- ③ 公民館活動・自主学習グループ活動を促進し、社会教育団体の活動を支援します。
- ④ それぞれの目的に応じ、いつでも気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の整備を図ります。

(4) 地域資源や伝統文化を活かしたふるさと教育の推進

市民共通の財産である地域資源や、郷土の歴史的・文化的資産を一層掘り起こすとともに、適正に管理し、その魅力を高め、かつ、これらを活用し、ふるさとを愛する心の育成や、伝承に向けた環境の整備を図ります。

【施策の方針】

- ① 郷土の文化財・歴史・伝統文化の掘り起こしに努め、情報の収集や整理・集約を行います。
- ② 学校教育や生涯学習活動などを通じ、郷土の文化財・歴史・伝統文化の魅力を学べる学習機会を提供するとともに、積極的な情報の発信に努めます。
- ③ 郷土の文化財・歴史・伝統文化の魅力を発信できる人材を育成し、その活用を図ります。
- ④ 産業・歴史・文化・自然などの地域資源を活かした学校教育活動や生涯学習活動の充実を図ります。

(5) 安全・安心な教育施設の確保

教育施設の適正な維持管理を行い、安全・安心、快適な環境の中で学習や学び合うことができる学校施設、社会教育施設や社会体育施設を整備し、学校教育環境の向上や生涯学習活動の拠点づくりを推進します。

【施策の方針】

- ① 学校施設においては、児童・生徒がより良い教育環境で学ぶことができるよう、国の「小中学校施設整備指針」及び本市の「学校施設整備方針」に基づき計画的な施設整備に努めるとともに、児童生徒のニーズや社会の変化に応じ、真に必要な施設を優先した学校施設の整備の推進と充実を図ります。
- ② 公民館・図書館などの社会教育施設や、体育館などの社会体育施設においては、安全に利用できることを最優先としつつ、利便性の向上を図れるよう、計画的な施設の改修や補修や適切な維持管理に努めます。
- ③ 教育施設の劣化状況を適切に把握し、将来を見通した、施設ごとの中長期的な取り組みの方向性を示す計画として、施設の長寿命化計画を策定します。

(6) 青少年の健全育成環境の向上

青少年を見守るネットワーク形成など社会全体の絆の強化や、青少年を取り巻く有害環境対策を推進し、家庭・地域・学校・行政が一体となった青少年の健全育成のより一層の充実を図ります。

【施策の方針】

- ① 家庭・地域・学校と連携し、地域の将来を担う人材の育成に取り組める体制の整備に努めます。
- ② 青少年育成市民会議と連携し、青少年の非行防止や健全育成運動の充実を図ります。
- ③ 違法ドラッグを含む薬物乱用や、インターネット上の違法・有害情報等による犯罪やトラブルに青少年が巻き込まれないよう、保護者・青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進します。

(7) 児童の総合的な放課後支援の推進

放課後等における児童の安全な居場所を確保し、健全な成長を支援するため、様々な活動機会を提供する南アルプス市型の放課後支援を推進していきます。

【施策の方針】

- ① 「放課後子ども教室」と、「放課後児童クラブ」の両事業で構成されている放課後の子ども支援の連携強化と総合化・一体化に取り組みます。
- ② 放課後子ども支援の活動拠点となる施設の整備を図ります。

MINAMI ALPS CITY

第2次 南アルプス市 総合計画

2015⇒2024



南アルプス市

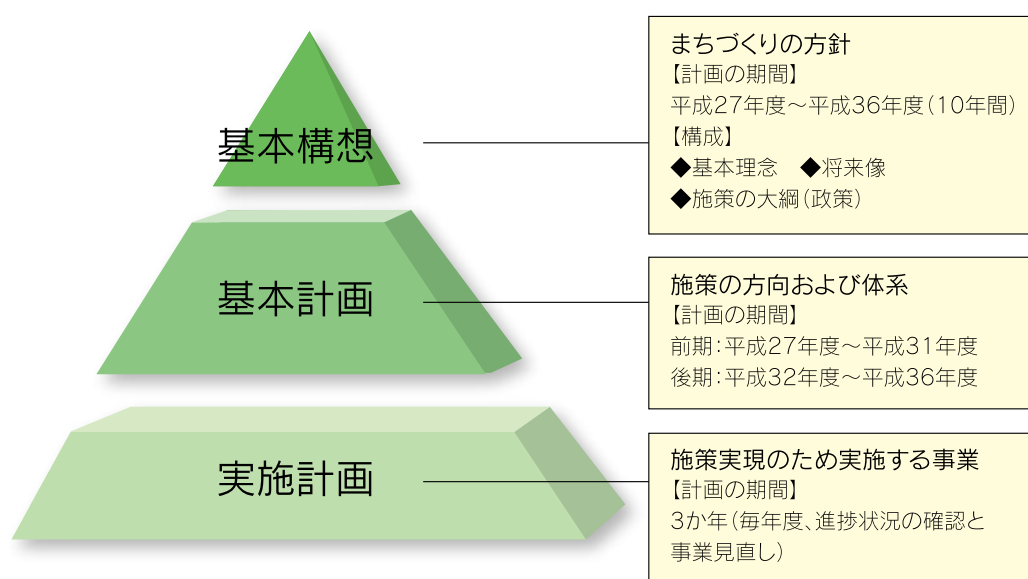
1 計画策定の趣旨

平成15年4月1日、6町村が合併して南アルプス市が生まれ、平成17年3月には、はじめての総合計画が策定されました。それから10年、新市の一体感を高めつつ、市民が「合併してよかった」と感じられるまちをつくりあげるため、第1次総合計画に掲げた体系に基づき、様々な施策を展開してきました。

一方、この間、少子高齢化がさらに進み、本市でも人口数の停滞が生じるなど、社会経済情勢が変化しています。そのため、市民の皆さんと地域の将来像を共有し、その実現に向けてそれぞれの役割を担いつつ計画的にまちづくりを進めていくために、本市のめざすべき将来像とその実現に向けた施策の大綱・体系を示し、本市のまちづくりを総合的・計画的・具体的に推し進めることを目的として、「第2次南アルプス市総合計画」を策定しました。

2 計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されます。

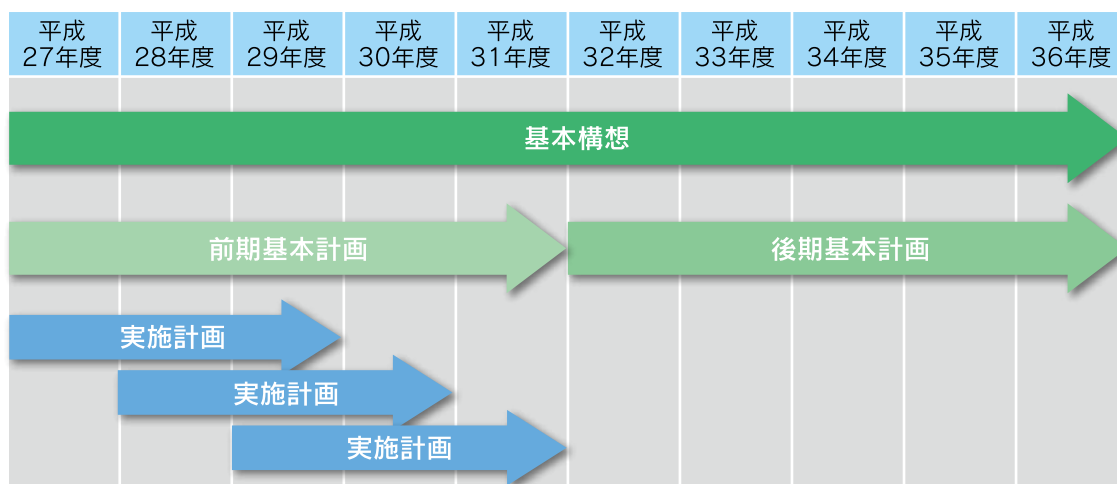


3 計画の期間

基本構想の期間は、平成27年度から36年度までの10年間とします。

基本計画の期間も同様ですが、前期(平成27年度から31年度まで)と後期(平成32年度から36年度まで)に分け、中間期に必要な見直しをおこないます。

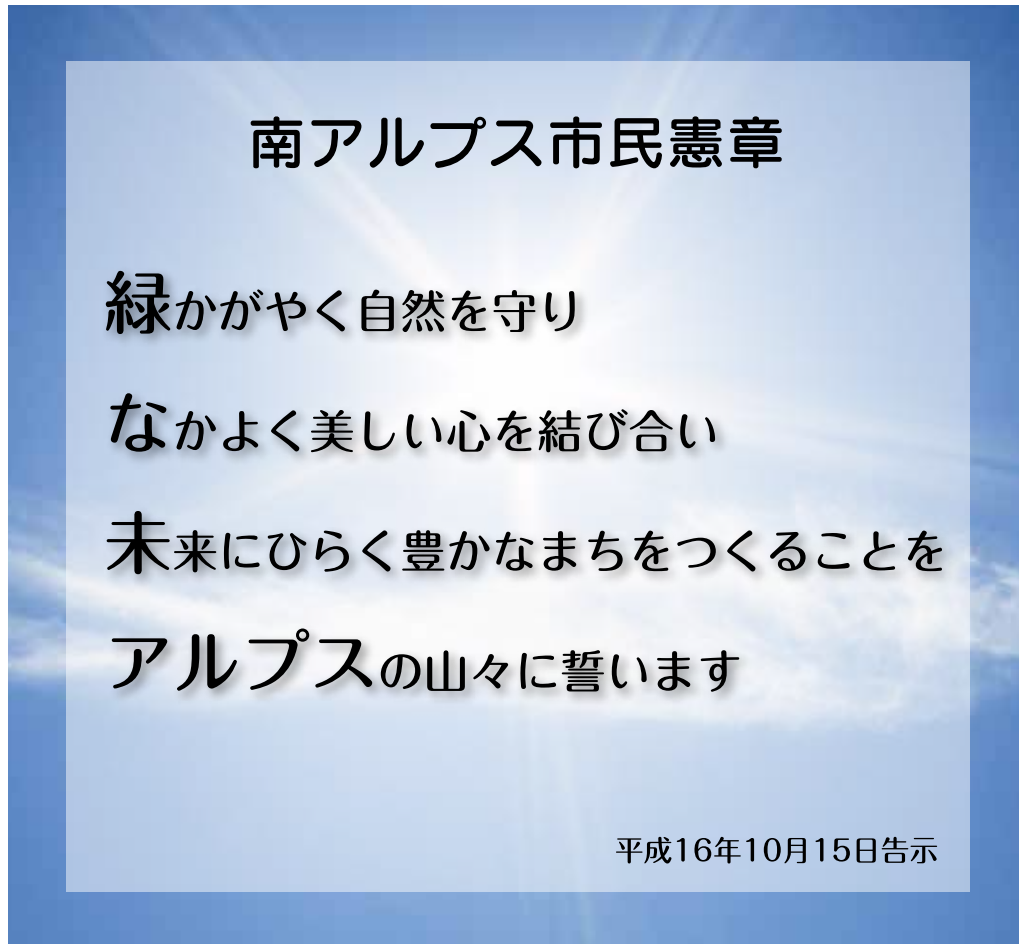
実施計画の期間は3年の短期とし、毎年度、進捗状況の確認と事業の見直しをおこないます。



4 基本理念

市民憲章は、市民一人ひとりがまちづくりの主役として行動するための「道しるべ」であり、心のよりどころとなるものです。

このため、市民憲章を本市のまちづくりの基本理念と位置づけます。



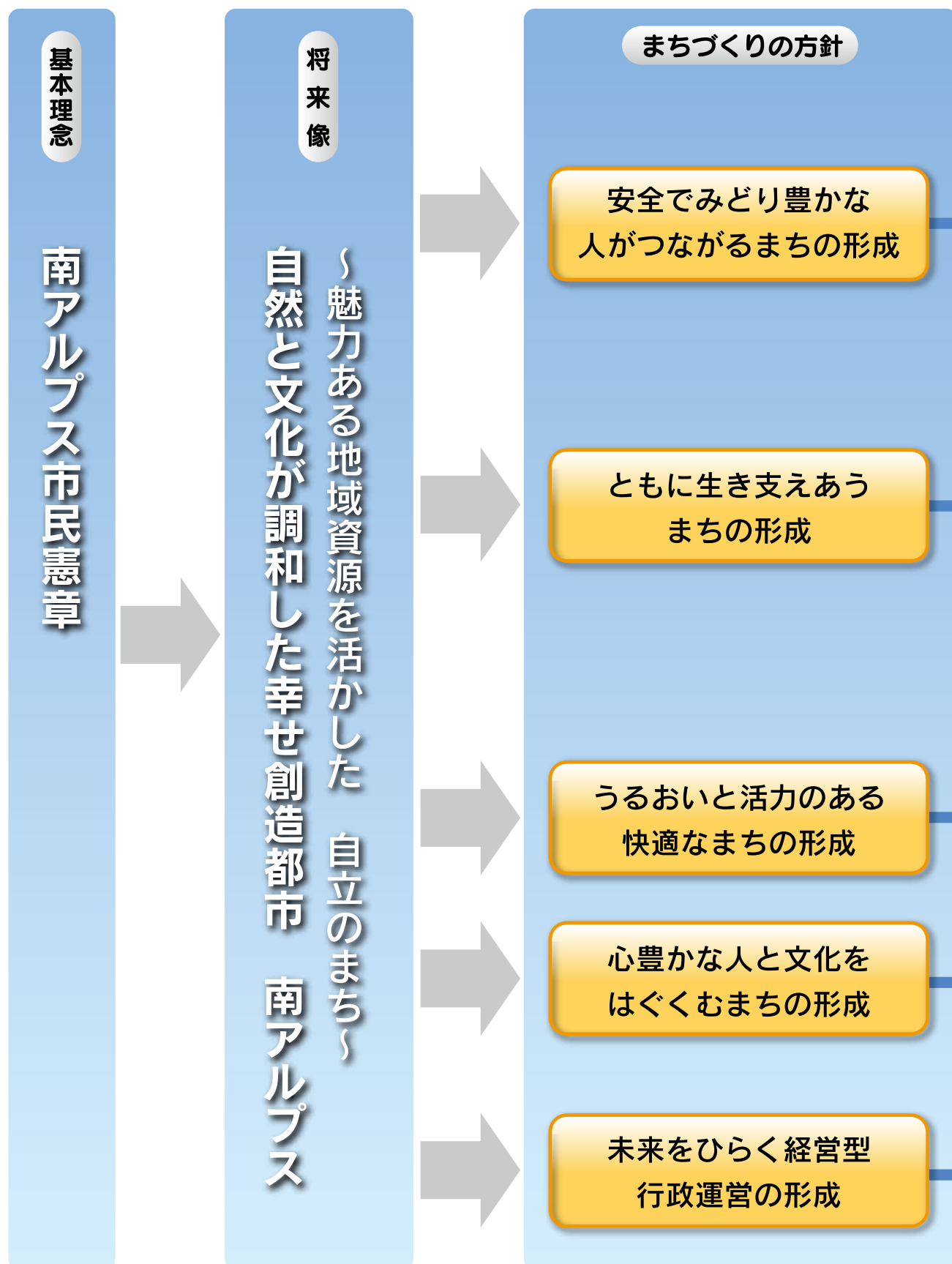
5 将来像

基本理念のもと、豊かな自然を守り、人と人がきずなを強め助けあい、活力ある産業に支えられた暮らしやすいまちをめざして、本市の将来像を次のように定めました。

自然と文化が調和した幸せ創造都市 南アルプス

— 魅力ある地域資源を活かした 自立のまち —

基本構想



総合計画の構成

基本計画

実施計画

施策

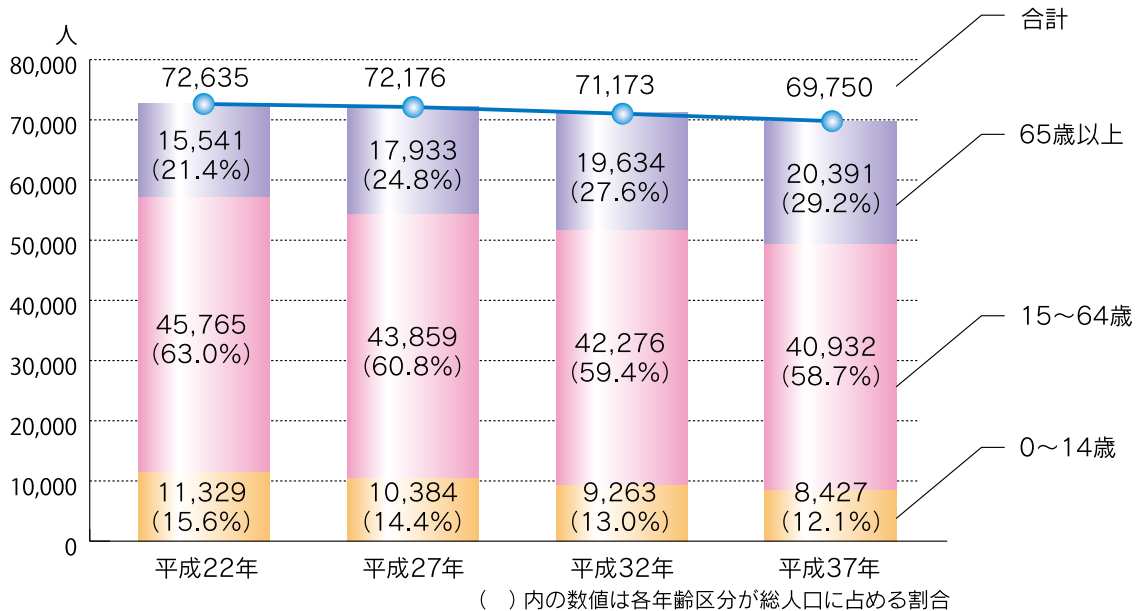
1. 地域コミュニティの充実
2. 市民参加のまちづくり
3. 安全・安心なまちづくり
4. 自然と共生する地域づくり
5. 生活環境の保全
6. 窓口サービスの向上
7. 地域福祉の充実
8. 児童福祉の充実
9. 高齢者福祉の充実
10. 障害者福祉の充実
11. 保健・医療の推進
12. 農林業の振興
13. 商工業の振興
14. 観光資源の保全と活用
15. 道路・河川の整備
16. 都市空間の整備
17. 市街地・住環境の整備
18. 上下水道の整備
19. 生涯学習の振興
20. 歴史・伝統文化の振興
21. 学校教育の充実
22. 青少年の健全育成
23. 財政の健全化と行政改革の推進

各事業

6 人口の見込

平成25年に国立社会保障・人口問題研究所がおこなった推計によると、平成22年（2010年）に72,635人であった本市の人口は、平成37年（2025年）には69,750人へと減少すると推測されています。

このような人口の推移は市の活力低下をもたらす深刻な状況ととらえ、定住人口の確保を今後の重要課題として、平成37年においても70,000人台の人口規模が維持されることをめざし、市民との協働により各政策に力を入れて取り組んでいきます。



7 土地利用について

本市における土地利用は、ユネスコエコパークの考え方を踏まえ、自然的土地利用、農林業的土地利用および都市的土地利用の棲み分けをしっかりとおこない、都市計画マスタープランなどの部門計画で定められた土地利用を推進し、均衡ある発展と持続可能な地域づくりを図っていくこととします。

具体的には、南北方向に伸びる等高線にそって形成された地域特性や人口分布、産業構造などの特性から、市域を大自然エリア、山麓・交流エリア、田園・居住エリアといった3つのエリアに大区分して土地利用の方針を設定します。



8 まちづくりの方針

計画期間中に市民との協働によりめざすべき方向性を、5つの政策として表現し、まちづくりの方針として位置づけます。

(1) 安全でみどり豊かな 人がつながるまちの形成

自立した市民が相互に連携して、地域での活動や市政に積極的に参加し、まちづくりを主体的に担っていくような地域風土を創出していきます。

また、地域コミュニティが活発に機能することを通じて、災害に強く、防犯・防火・交通安全対策が徹底された、誰もが安全に暮らせる地域社会を形成していきます。

さらに、本市特有の豊かな自然環境の保全や環境にやさしいライフスタイルの定着を推進します。

- 地域コミュニティの充実
- 市民参加のまちづくり
- 安全・安心なまちづくり
- 自然と共生する地域づくり
- 生活環境の保全
- 窓口サービスの向上

(2) とともに生き支えあうまちの形成

高齢者、障害者をはじめ誰もが安心して生活でき、自分らしく豊かで充実した人生を過ごせるまちをめざします。

また、市民が高い意識をもって生涯にわたり健康づくりに取り組み、健康長寿を享受できるような環境づくりや、加齢などにより介護を必要とする場合にも住み慣れた地域で安心して生活できるような環境づくりを進めます。

さらに、家庭における子育てを社会全体で支え、地域ぐるみで親子の笑顔を守る風土の形成を図ります。

- 地域福祉の充実
- 児童福祉の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障害者福祉の充実
- 保健・医療の推進

(3) うるおいと活力のある快適なまちの形成

本市で盛んな農業が地域経済活性化の軸となって、新たな地場産業の創出、観光客などの交流人口の拡大、および製造業・小売業・サービス業などの総合的発展をもたらすような産業構造づくりを進めていきます。

また、企業誘致による外発的な産業振興と地場企業の内発的発展をバランスよく推進するとともに、まちづくりと連動した商業の振興に取り組み、豊かな市民生活を支える産業・経済活動の活発化を促進します。

さらに、市民が安全に安心して利用できる道路、公園、上下水道などの生活基盤の整備を進め、快適な都市空間や居住環境を創出していきます。

- 農林業の振興
- 商工業の振興
- 観光資源の保全と活用
- 道路・河川の整備
- 都市空間の整備
- 市街地・住環境の整備
- 上下水道の整備

(4) 心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成

市民が生涯を通じて学び続け、スポーツに親しむことができる環境づくりや、多彩な芸術文化にふれる機会の充実を図り、心身ともに健康で心豊かな生活を営むことができるようなまちづくりを進めます。

また、歴史的遺産や伝統文化を保護・継承するとともに、本市のなりたちや固有の文化を大切に思い、誇りとするような市民意識をはぐくんでいきます。

さらに、学校教育をとおして子どもたちの学びの質を高め、これからの社会を生き抜くための力を育成するとともに、個人として自立し、他者を思いやり、郷土を愛する美しくしなやかな心をもった人づくりをめざします。

- 生涯学習の振興
- 歴史・伝統文化の振興
- 学校教育の充実
- 青少年の健全育成

(5) 未来をひらく経営型行政運営の形成

将来にわたり安定的な行財政運営が可能となるよう、経営的視点に立って「選択と集中」を徹底し、行政資源の最大限の有効活用を図るとともに、歳入の確保に努め、持続可能な財政構造の確立を図ります。

また、本市の財政規模にあった公共施設の適正配置や、真に必要な行政サービスの精査、市民ニーズの多様化や事務事業の増加に対応するための組織機構改革や職員の能力開発を進めていきます。

さらに、市民と行政が協働のパートナーとしてまちづくりの方向性を共有するとともに、市民自らがまちづくりに役割と責任を担うことを喜びとするような風土の形成に努めます。

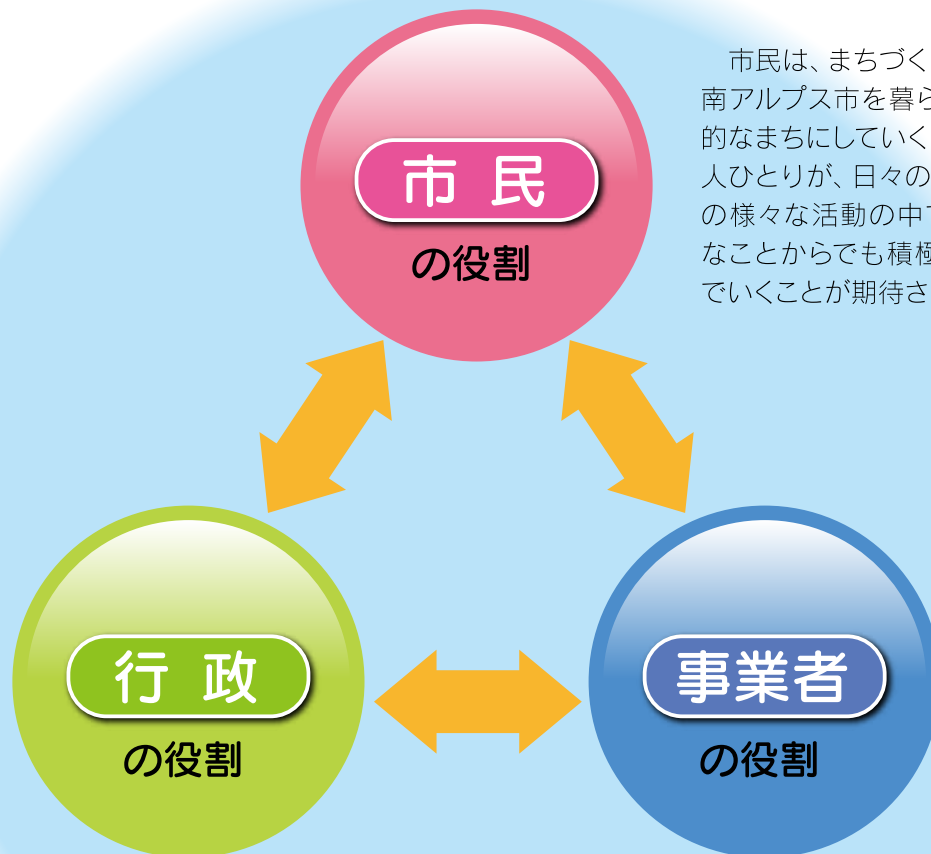
- 財政の健全化と行政改革の推進

9 計画実現に向けて

基本構想に掲げる将来像の実現に向けては、市民をはじめ、事業者など、南アルプス市にかかわる様々な主体や行政が一丸となり、総力を挙げてまちづくりに取り組んでいく必要があります。私たちのまち南アルプス市は、私たちが主体的に責任をもってつくりあげていく、という自主・自立の心構えが求められています。

自然と文化が調和した幸せ創造都市 南アルプス — 魅力ある地域資源を活かした 自立のまち —

将来像の実現



市民は、まちづくりの主役です。南アルプス市を暮らしやすい魅力的なまちにしていくために、市民一人ひとりが、日々の生活や地域での様々な活動の中で、たとえ小さなことからでも積極的に取り組んでいくことが期待されます。

行政は、公共性が高く、民間部門による供給が困難な財・サービスを適切に提供することを任務としています。

また、「市民がまちづくりの主役」との考えを実践に結びつけるための支援・調整活動も大切な役割です。市民の「ふるさと愛」が本市のまちづくりに有効に活かされるような役割を果たすことが重要になっています。

南アルプス市に立地する企業などの事業者は、財・サービスの供給を担うのみならず、地域に雇用を生み出し市民生活の安定に寄与する重要な存在です。

本市の経済発展を支える役割のほか、地域社会の構成員としての役割も期待されます。

10 幸せ創造プロジェクト

望ましい将来像をめざして、選択と集中により効果的に本市の成長・発展を実現していくため、まちづくりを進めるうえで戦略性の高い取り組みを『幸せ創造プロジェクト』と位置づけ、計画期間中に特に力を入れていくこととします。

(1) 『自然環境の保全・活用』創造プロジェクト

南アルプスユネスコエコパークの保全と活用

主な
施策・事業

- ・ユネスコエコパークの登録による国際的認知度向上
- ・エコツーリズム（癒し・学び・交流）の拠点化推進
- ・大自然エリア（緩衝地域）の観光活用

(2) 『農林業6次化からの産業振興』創造プロジェクト

南アルプスブランドの確立

主な
施策・事業

- ・6次化交流拠点施設の整備、活用
- ・付加価値の高い農産物の生産とブランド化の推進
- ・遊休農地の活用促進
- ・農業を起点とした観光振興

(3) 『市民と進める行政経営』創造プロジェクト

自立型市民が支える行政改革の断行

主な
施策・事業

- ・市民と行政の役割を見直し自助・共助・公助を確立したまちづくり
- ・公共施設の統廃合、適正配置
- ・持続可能な財政構造の確立

(4) 『安全・安心・やすらぎ』創造プロジェクト

安心して暮らせる魅力ある地域づくりの推進

主な
施策・事業

- ・災害や犯罪から市民を守る防災・防犯体制の強化
- ・子どもを健やかにはぐくむ環境整備
- ・健康長寿の推進
- ・持続可能なまちづくりのための定住促進

(5) 『心豊かな人づくり』創造プロジェクト

南アルプス教育の推進

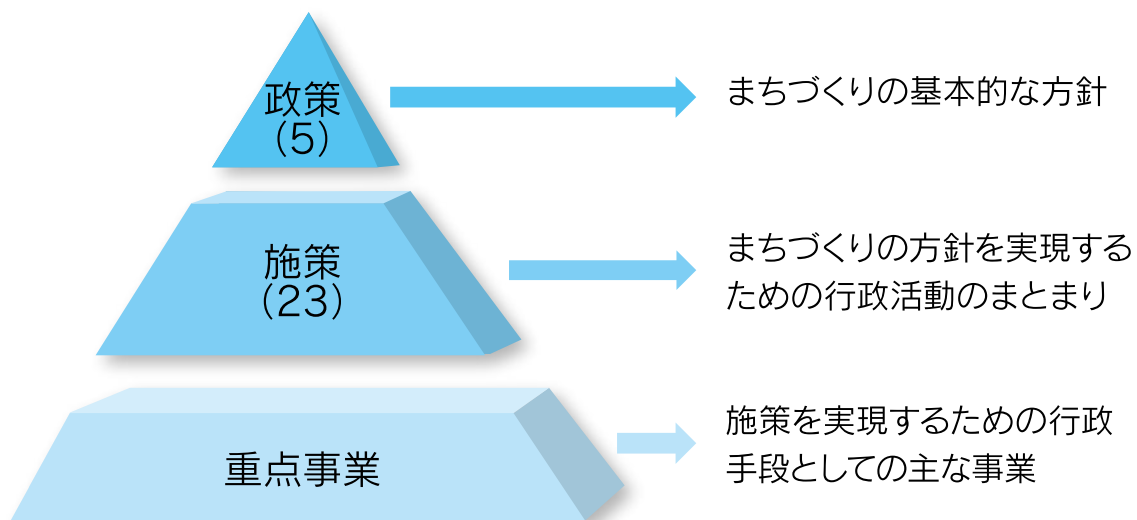
主な
施策・事業

- ・美しいところ（礼儀作法、郷土愛など）
- ・気力、体力、たくましく生きる力（自然環境を活かした教育）
- ・グローバルに通用する力（国際化・情報化教育）

11 計画の推進

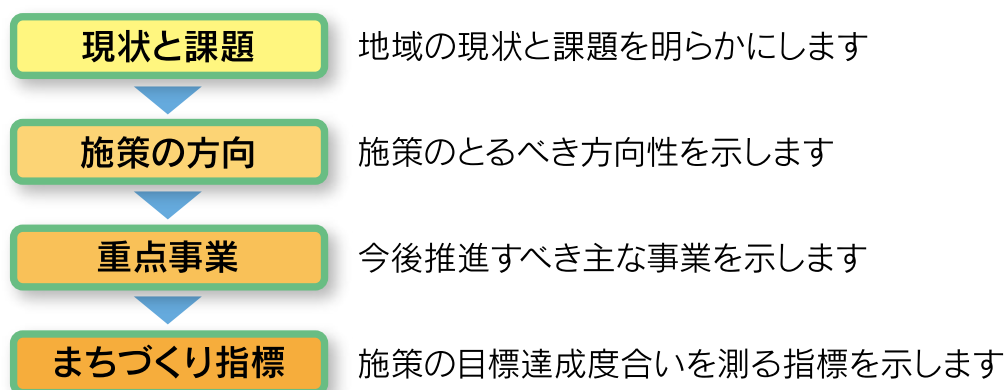
(1) 政策、施策、事業の考え方

基本計画では、本市の望ましい将来像を実現するために実施していく具体的な施策・事業を、基本構想に掲げる5つの大綱=まちづくりの方針ごとに体系づけており、「政策」「施策」「事業」の3つの階層から構成されています。



(2) 基本計画の構成

基本計画では、23の施策それぞれについて、現状と課題、施策の方向、重点事業、まちづくり指標を整理し、各施策のとるべき方向性やそのために推進すべき主な事業、施策の目標達成度を図る指標を示しています。



(3) 実施計画の位置づけ、見直し

各年度で実施する具体的な事業は、各施策ごとに、実施計画で整理をおこないます。実施計画の期間は3年の短期とし、毎年度、進捗状況の確認と事業の見直しをおこなっていきます。

「未来の南アルプス市」コンテスト

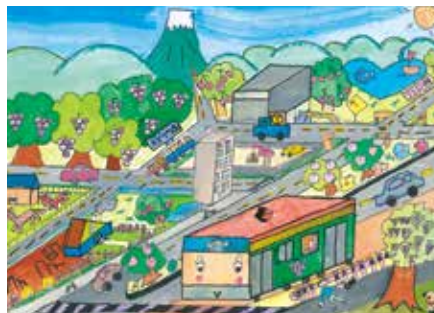
※掲載した絵画は、第2次総合計画の策定に際し、市内の小中学生を対象に平成25年7月に募集した「未来の南アルプス市」コンテストの優秀作品です。



最優秀賞 朝比奈 未来



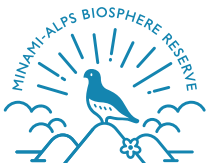
優秀賞 河西 晃佑



優秀賞 小田切 音羽



優秀賞 長沼 祥平



南アルプス
ユネスコエコパーク

南アルプス市は、自然と共生したまちづくりを進めています。

第2次 南アルプス市総合計画 概要版

- 発行日 平成27年3月
- 発行 南アルプス市役所
〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376
TEL 055-282-1111(代) FAX 055-282-1112
<http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp>
- 編集 総合政策部政策推進課

総合計画に関するより詳細な情報(本編)は、上記のホームページでご覧いただけるほか、市役所本所及び市立図書館で閲覧できます。

MINAMI ALPS CITY

第2次 南アルプス市 総合計画

2015⇒2024



南アルプス市

第2次 南アルプス市 総合計画

●目次

政策4 心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成	74
施策19 生涯学習の振興	74
施策20 歴史・伝統文化の振興	77
施策21 学校教育の充実	78
施策22 青少年の健全育成	80
政策5 未来をひらく経営型行政運営の形成	82
施策23 財政の健全化と行政改革の推進	82

資料編

総合計画策定にかかる諮問書・答申書の写し	86
南アルプス市総合計画策定条例	90
南アルプス市総合計画審議会条例	92
総合計画審議会委員名簿	94
策定の経過	95
政策体系	97
まちづくり指標一覧	98

政策 4

心豊かな人と文化をはぐくむ まちの形成

施策 19

生涯学習の振興

現状と課題

【現状】

生涯学習教室・講座については、高齢者やリピーターの受講者が多くなっています。また、地域における公民館活動においては、参加者の少ない地域が見られます。

市内では図書館ネットワークや資料配送システムにより、地域間に格差なく図書館サービスを利用できるようになっています。地域の特色を活かしたイベントを開催し、幅広い年齢層に利用されています。

美術館では、市民が気軽に参加できる夏祭り、絵画コンクール、ワークショップなどの企画により、芸術や本市独自の文化にふれる場として多くの市民が美術館を訪れるようになってきています。

本市は県内でもスポーツ活動が盛んな地域ですが、スポーツを愛好し習慣的に活動する市民が多い反面、スポーツにはほとんど無縁な市民も少なくありません。

【課題】

情報社会に暮らす市民の情報ニーズや学習ニーズは多様化しており、市民が望む情報収集や学習活動を支援していく必要があります。

生涯学習教室・講座は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層から参加を得ることが課題となっています。生涯学習の拠点となる社会教育施設は老朽化が進んでおり、適切な改修・維持管理や安全対策が求められます。また、公民館活動の推進には、地域の理解のもと、市民が主体となった活動が必要です。

図書館は、市民が利用しやすい環境を整えるとともに、市民の課題解決をサポートする機能を充実していく必要があります。また、多様な図書館事業を通じ、図書館の利用者を増やしていくことが課題です。

美術館では、多種多様な文化にふれ、体験できる機会を増やすことが求められています。

子どもたちの想像力をはぐくむため、気軽に参加できるイベントの開催など、ソフト面での充実が必要です。

スポーツについては、老朽化が進むスポーツ施設の安全性を確保し、市民が安心して活動できる環境づくりが必要です。また、スポーツ・レクリエーション活動に取り組む市民層の拡大や、生涯を通じてスポーツを楽しむ市民行動の定着も課題となっています。

施策の方向および重点事業

【施策の方向】

生涯学習教室・講座のあり方を見直し、学問的知識のほか、社会生活の中で実践できる知識の習得機会を提供するなど、市民のニーズが高い講座を開催します。公民館活動を通して地域活動の重要性を普及啓発し、地域の中心的人材の育成に取り組み、市民主体での運営ができるように支援していきます。また、社会教育施設の適切な改修を進め、安心して文化活動がおこなえるよう施設管理を図ります。

図書館では、子どもの発達段階に応じた読書支援、ビジネス支援²¹やシニア支援²²など、市民の学びに幅広く役立つ図書館サービスを展開していきます。また、調査・研究を支援するレファレンス²³機能をより向上させていきます。さらに、地域に根ざした図書館として地域資料や行政資料をデジタル化し、貴重な資料の保存と有効活用を推進します。

美術館では、魅力ある企画展の開催のほか、市民参加型の美術館をめざし、文化活動への参加層を広げる活動を展開します。また、学校と連携して、地域の教育普及活動を充実させ、子どもたちの芸術に対する感性をはぐくんでいきます。

スポーツについては、体育施設の適切な整備・改修による老朽化対策を進め、市民が気軽に安心して活動に親しめる環境を整えます。また、普段運動していない市民に対し、スポーツの健康増進効果や人と人との交流の楽しさが実感できる機会を提供します。

21 **ビジネス支援** 就職や仕事上の調査・研究、スキルアップ、転職や起業など、さまざまなビジネスシーンで役立つ知識や情報を収集・提供して、ビジネス活動を支援すること。

22 **シニア支援** シニア世代が第二の人生をより豊かに過ごすための資料や情報の収集・提供や、講座を開催すること。

23 **レファレンス** 図書館利用者が必要とする資料や調べたい事柄、知りたい情報を探す手助けをすること。調査内容に関連した資料を提供すること。

【重点事業】

- 生涯学習講座の充実
- 公民館活動や市民団体の活動への支援、地域コミュニティ活動の推進
- 図書館資料の充実とレファレンス機能の周知と向上
- 市民ニーズに即した図書館事業の展開と広報活動の強化
- 美術館ワークショップなど市民参加機会の充実
- 市体育協会との連携によるスポーツに親しむ機会の充実
- スポーツ推進委員との連携・協働による市民スポーツの振興

まちづくり指標

指 標	説 明	現況値		目標値	
		値	年度	H31年度	H36年度
生涯学習を実践していると回答した市民の割合	生涯学習活動の成果を示す	27.8%	H26	37.0%	47.0%
図書館レファレンスサービス（調査相談）件数	図書館の利用促進活動の効果を示す	1,961件	H25	2,300件	2,700件
美術館ワークショップの参加者数	美術館の利用促進活動の効果を示す	1,269人	H25	1,400人	1,600人
スポーツ・レクリエーション活動を習慣化していると回答した市民の割合	スポーツ普及活動の成果を示す	35.7%	H26	45.0%	55.0%

施策20 歴史・伝統文化の振興

現状と課題

【現状】

郷土の歴史や文化は、地域に根ざして形づくられ、はぐくまれてきた市民共通の、本市のかけがえのない財産です。しかし、市民に充分知られておらず、身近な歴史的・文化的資産の保護や伝承に対する市民の姿勢や意識は、積極的とはいえない状況です。

【課題】

郷土の歴史的資産や伝統文化に対する市民の理解を深めることは、地域への誇りと愛着の形成につながり、市民主体の南アルプス市らしい個性的なまちづくりを推進する力となります。郷土の歴史・文化のなりたちについて、市民に周知し、学んでもらうための取り組みが必要であり、学びを通じて文化財などの歴史的・文化的資産への保護意識を高めていくことが求められています。

施策の方向および重点事業

【施策の方向】

本市の歴史は、きびしい風土と向き合い続けた、この地域に生きた人々の苦労や工夫の積み重ねそのものです。先人達の足跡を掘り起こし、市民共通の財産である歴史的・文化的資産を守り、これらを活用しながら、市のなりたちや歴史を知る機会を継続的に提供していきます。また、本市の歴史的、文化的個性を視覚的にわかりやすくアピールする場や案内表示などを設けていきます。

【重点事業】

- 歴史的・文化的資産の掘り起こし、保護および活用
- 史跡などの整備
- 文化財の保護や教育普及活動に協働で携わる市民の育成

まちづくり指標

指標	説明	現況値		目標値	
		値	年度	H31年度	H36年度
市内の文化財や伝統芸能の保護や活用に関する満足度	文化財の保護に関する市民の評価を示す	34.0%	H26	36.0%	38.0%
市内の歴史的資源を、守り伝えたいと回答した市民の割合	歴史的・文化的資産への市民の関心を示す	79.8%	H26	82.0%	85.0%
指定文化財等がき損・破壊・盗難などがなく、適切に維持された件数	文化財等の保存に関する成果を示す	633件	H25	633件	633件

施策21 学校教育の充実

現状と課題

【現状】

南アルプス教育推進にむけて、道徳教育の充実を図るとともに、児童・生徒が相互に良好な人間関係を築けるよう、教育上の配慮に努めています。

また、情報教育の推進と教員の校務負担軽減を目的としてICT²⁴を利用した教育環境の整備を実施しています。さらに、児童・生徒の安全確保対策として学校施設の耐震化を完了させました。

【課題】

学校教育を終えた子どもたちは、情報化・国際化や、価値観の多様化などが進む変化の激しい社会情勢の中を、生き抜いていかなければなりません。学校教育の責務として、児童・生徒に対し、自ら学び続ける意欲と確かな学力を身につけさせることが求められます。知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力や、低下が懸念されている読書力・国語力などを総合的にはぐくんでいく必要があります。効果的と言われている小中学校の相互連携もまだ十分とはいえません。

また、いじめや不登校など、児童・生徒から学校教育を受ける機会を奪うような諸問題については、未然防止や事案解決に向け、迅速・的確に取り組むことが必要とされます。

さらに、学校施設の老朽化への対応や、パソコン教室の設備更新やあり方の見直し、少人数学級の推進に必要な施設整備などを適切におこない、教育環境の充実を図ることも重要となっています。

施策の方向および重点事業

【施策の方向】

変化の激しい社会を生き抜く力をはぐくむ学校教育を推進し、義務教育の9年間を有効に活用するための小中学校の連携について調査・研究を進めます。個人として社会で自立で

24 ICT (情報通信技術) Information and Communication Technologyの頭文字で、コンピューター・インターネットなどを使う情報処理や通信に関する技術を総合的に指します。

きる力を身につけさせるとともに、自然と文化を通じて他者との協力、助けあいを進んでおこなえる人間性も養っていきます。また、いじめや不登校の解決のために、教育支援センターやカウンセラーの体制の充実を図ります。さらに、学校施設の適切な整備や就学に対するサポート体制を確立し、安心して学ぶことができる、開かれた学校教育の創造をめざしていきます。

【重点事業】

- 学びの質を高める授業づくりの推進
- 「小笠原流礼法」を活かした心の教育推進
- 南アルプス自然体験の推進
- 情報通信機器の活用による情報教育の推進
- 安全、安心な教育環境、学校施設の維持管理
- 小中学校の連携についての調査・研究の推進
- いじめ・不登校の防止と対応の充実

まちづくり指標

指標	説明	現況値		目標値	
		値	年度	H31年度	H36年度
学校生活が「楽しい」と回答した児童生徒の割合	学校生活の充実度を示す	88.8%	H25	90.0%	92.0%
授業が「分かる」と回答した児童生徒の割合	学習環境の充実度を示す	88.5%	H25	90.0%	92.0%
不登校児童・生徒の数	学校生活への適応度を示す	113人	H25	108人	103人
認知されたいじめの解消率	認知されたいじめが解消した割合を示す	90.3%	H25	92.8%	95.3%
学校施設の非構造部材 ²⁵ の耐震化工事実施割合	学校施設の整備状況を示す	0.0%	H25	80.0%	100.0%

25 非構造部材 構造計算の主な対象となる構造体ではない天井材や照明器具、外壁（外装材）などの構造体と区分した部材

現状と課題

【現状】

地域道徳教育の一環として「大人が変われば子どもも変わる運動」や「声かけ、あいさつ運動」、また家庭・学校・地域が連携を深める場として青少年育成市民会議などの活動を推進しています。

青少年を心身ともに健やかにはぐくんでいくためには、家庭や学校のみならず、地域での見守りや指導など地域社会全体の関与が必要ですが、コミュニティの希薄化や他者への無関心の広がり、青少年の健全育成環境の向上をはばむ要因となっています。

【課題】

近年、児童虐待の増加や、ニート、引きこもり、不登校といった困難を有する子どもや若者が増加する要因として、青少年を取り巻く社会環境の悪化が問題となっています。また、情報の多様化や情報機器の普及に伴い、インターネットを介した誹謗や中傷、いじめなど、子どもを巻き込む犯罪行為も懸念されています。

施策の方向および重点事業

【施策の方向】

青少年の健全育成を支えるコミュニティの絆を再生強化し、家庭・学校・地域が連携して地域の将来を担う人材の育成に取り組める体制づくりを推進します。また、青少年育成市民会議が地域とともに進めている青少年の非行防止や健全育成運動を強力に支援していきます。

スマートフォンをはじめとする情報機器が、子どもや若者の間でも普及していることから、インターネット上のモラルやマナーの向上に関する啓発、ネット犯罪から身を守る行動の普及など情報教育や道徳教育の一層の充実を図ります。

【重点事業】

- 家庭・学校・地域の連携強化による青少年健全育成運動の推進
- 情報機器の利用やモラル、マナーに関する情報教育の推進

まちづくり指標

指標	説明	現況値		目標値	
		値	年度	H31年度	H36年度
家庭や地域ぐるみの青少年教育に関する市民の満足度	青少年の健全育成に関する市民の評価を示す	26.5%	H26	36.0%	46.0%
青少年の補導件数	青少年の非行・犯罪防止対策の効果を示す	415人	H25	380人	340人

第2次教育大綱策定のスケジュール（案）

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合教育会議	第1回会議 (8月23日) ・第2次教育大綱策定の基本方針の決定 ・意見交換		第2回会議 (未定) ・原案の提示 ・意見交換		第3回会議 (未定) ・修正案の提示 ・意見交換		第4回会議 (未定) ・大綱(案)の提示 ・意見交換 ・大綱の策定	
大綱策定スケジュール	← 原案作成 →		← 原案修正 →		← 最終案作成 →		← 公表 →	